

阿賀野市手話言語条例(案)についての市民からの 提出意見(要旨)とその意見に対する市の考え方

●募集結果

- 【担当課・係】 社会福祉課 障害福祉係
- 【意見募集期間】 平成 29 年 7 月 7 日（火）から平成 29 年 7 月 24 日（月）まで
- 【意見提出件数】 10 件（7 人）
- 【提出方法】 持参 2 人、FAX3 人、電子メール 2 人

●市民からの提出意見（要旨）とその意見に対する市の考え方

番号	提出意見（要旨）	意見に対する市の考え方
1	「意思疎通を図ることに支障がある者」と手話によるコミュニケーションが必要だと思われる人、全てを対象にしていることに、阿賀野市の考えが伝わってきました。	<p>条例前文で手話を必要とする人を「ろう者、中途失聴者、難聴者、音声並びに言語機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある者」と規定しています。ろう者等の理解の促進については、当事者のご意見・ご協力をいただきながら進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【条例内容の変更なし】</p>
2	・特に良いと思った記述 第1条「手話が言語であるとの認識」の明記	<p>条例第1条で「手話は言語であるとの認識に基づき」と規定し、条例第2条で「ろう者等が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない」と規定しています。手話やろう者等の理解を深め、一人ひとりが生き生きと安心し、ともに支えあい笑顔で暮らせる阿賀野市を目指し、そのための環境整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【条例内容の変更なし】</p>
3	<p>・特に良いと思った記述 第2条「権利を有し」「権利が尊重される」の明記</p> <p>・全体的にみてろうあ者を尊重するような言語条例であって、とても素晴らしく思っております。誠にありがとうございます。阿賀野市を機会に県内市町村にも広まればと願ってやみません。阿賀野市の積極的な取り組みに心から感謝申し上げます。</p>	
4	<p>・第3条について、障害者の中に全く聞こえない人、少し聞こえる人、途中で聞こえなくなった人がおり、手話表現の違いがあります。「手話とは日本手話及び日本語対应手話をいう」をいれてもらって良かったです。</p> <p>・私たちの言語である「日本手話」を明記されており、とても嬉しく思っております。</p> <p>・特に良いと思った記述 「日本手話」の明記</p>	<p>条例の制定に当たり、新潟県聴覚障害者協会から提案をいただいた条例案も参考としています。「日本手話」は主にろう者の思考や意思疎通の際に用いられ、「日本語対应手話」は主に難聴者・中途失聴者の意思疎通の際に用いられます。市では、ろう者、難聴者、中途失聴者の皆さんも「手話」を用いるとの考え方により、条例第3条で「手話とは、日本手話及び日本語対应手話をいう」と規定しています。</p> <p style="text-align: right;">【条例内容の変更なし】</p>

番号	提出意見（要旨）	意見に対する市の考え方
5	<p>・第4条 「財政上措置を講ずるよう努めるものとする」財政上のことなので、「努める」としたことはやむを得ないことだとは思いますが、この条例を運用するにあたっては、最大限度努力していただきたいと思ひます。</p>	<p>条例制定後は、暮らしやすい地域社会の実現に向けて当事者や関係者の意見を反映させ、条例第7条の規定に基づく推進方針を策定し、市の実状に沿った取り組みの推進に努めます。</p> <p>【条例内容の変更なし】</p>
6	<p>・第7条で、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する」とありますが、第2項は「都道府県障害者計画を策定しなければならない」という内容であり、市町村は次の第3項ですので、訂正が必要ではないでしょうか。</p>	<p>障害者基本法第11条で、市町村は第3項に規定されていることから、条例第7条中、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項」を「障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項」に訂正します。</p> <p>【条例内容の変更あり】</p>
7	<p>・第7条2項・「ろう者等及び関係機関の意見を反映させるものとする」国連での権利条約の策定や国内での内閣府・障がい者制度改革推進会議では、「私たちのことを私たち抜きに決めないで！」とのスローガンで議論してきました。この条例でも、この趣旨を十分反映した形で取り組んで欲しいと思ひます。</p> <p>・他市の条例を確認しますと、ろう者の情報保障に関する①災害時の対応、②医療機関の対応、③学校教育での普及等が表明されているようです。当事者に必要な情報提供を行った上で、第7条2項のとおり、意見交換により必要な施策が実施されることを要望します。</p> <p>・今回の阿賀野市手話言語条例（案）の（目的）（基本理念）（定義）（市の責務）（事業者の役割）（委任）を制定される運びとなった事、大変嬉しく頼もしい事と喜んでおります。</p> <p>ろう者がどこに行くにも遠慮しながら行動していた事を堂々と出来る事、あたり前の事が出来る事、ありがたい事です。公的機関、会社、事業所、障害者施設等に手話の出来る人を養成する、配置することも計画してもらえたらありがたいと思ひます。</p> <p>ろう者がどこに行っても気軽に話し合える社会、阿賀野市になってもらえたら良いなと思ひます。ろう者は本当におしゃべりなんですよ。分かり合い語り合えるふるさと阿賀野にしましょう。</p>	<p>この条例は、手話の普及やろう者等への理解の促進に関する基本理念、市が実施する施策の基本的事項を定めたものです。推進方針の策定や推進では、当事者や関係者の意見を反映する場として、阿賀野市障害者自立支援協議会の中に権利擁護連絡会(仮)を設けて検討を行い、市民の皆さんにとって身近に感じられるものとなるように進めていきます。</p> <p>【条例内容の変更なし】</p>

番号	提出意見（要旨）	意見に対する市の考え方
8	<p>・手話奉仕員派遣事業を制定されて、始まったと思っていたら、すぐ別の条例制定に向けて進められています。今年に条例制定となるとは思っていませんでした。あわてることになりそうですけど期待しております。</p>	<p>番号7と同じ</p> <p style="text-align: right;">【条例内容の変更なし】</p>
9	<p>・阿賀野市らしい手話言語条例になり素晴らしいと思います。</p> <p>今後、市民の身近なところで、市民目線で手話を取り入れ、手話を広める事により、聴覚障害者の皆さんが、より生きやすい阿賀野市になっていけばよいですね。</p> <p>奉仕員の立場でできることがあれば、協力させていただきます。</p>	
10	<p>・全文わかりやすい言葉を使用され、内容を理解しやすい条例だと思います。公開に際し、①文字を大きくし ②漢字には、かなを付けると良いのではないのでしょうか。</p>	<p>市民に向けた啓発用パンフレット等の作成の際には、ご提案をいただいた事項に配慮します。</p> <p style="text-align: right;">【条例内容の変更なし】</p>